

議第 7 7 号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 4 年 1 2 月 3 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等を定めるため改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(手数料の種類及び金額)				(手数料の種類及び金額)			
第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。				第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。			
種類		1件につき	件数区分等	種類		1件につき	件数区分等
(1)の部～(40)の4の部 (略)				(1)の部～(40)の4の部 (略)			
(40)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合にお	長期優良住宅建築等計画認定手数料の款 (略)	長期優良住宅建築等計画認定手数料の款に掲げる区分に応じ、当該区分により算定した額の2分の1の額とする。	1申請をもつて1件とする。	(40)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合にお	長期優良住宅建築等計画変更認定手数料の款 (略)	長期優良住宅建築等計画認定手数料の款に掲げる区分に応じ、当該区分により算定した額の2分の1の額とする。	1申請をもつて1件とする。

ける変更の認定の申請を除く。)に対する審査

ける変更の認定の申請を除く。)に対する審査

(40)の6 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この部及び(40)の7の部において「法」という。)第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	岐阜県知事(以下この表において「知事」という。)が定めた機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書を添付する場合	一戸建て住宅	5,000	1申請	
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1のもの	5,000	をもつて1件とする
				申請戸数が1を超え5以下のもの	10,000	。
				申請戸数が5を超え10以下のもの	17,000	
				申請戸数が10を超え25以下のもの	29,000	
				申請戸数が25を超え50以下のもの	48,000	
				申請戸数が50を超え100以下のもの	85,000	
				申請戸数が100を超え200以下のもの	135,000	

	申請戸数が2 00を超え3 00以下のもの	170,000
	申請戸数が3 00を超える もの	181,000
一戸建ての住 宅以外の住宅 の共用部分	床面積が300 ㎡以下のもの	10,000
	床面積が300 ㎡を超え2,0 00㎡以下のもの	29,000
	床面積が2,0 00㎡を超え5 ,000㎡以下の もの	85,000
	床面積が5,0 00㎡を超え1 0,000㎡以下 のもの	135,000
	床面積が10, 000㎡を超え 25,000㎡以下 のもの	170,000
	床面積が25, 000㎡を超え るもの	213,000

住宅以外の建築物	床面積が 300 m <sup>2</sup> 以下のもの	10,000	
	床面積が 300 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	29,000	
	床面積が 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	85,000	
	床面積が 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	135,000	
	床面積が 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	170,000	
	床面積が 25,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	213,000	
その他の場合	一戸建て住宅	36,000	
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が 1 のもの	36,000
		申請戸数が 1 を超え 5 以下のもの	73,000
		申請戸数が 5 を超え 10 以下のもの	103,000

申請戸数が1 0を超え25 以下のもの	145,000	
申請戸数が2 5を超え50 以下のもの	208,000	
申請戸数が5 0を超え10 0以下のもの	298,000	
申請戸数が1 00を超え2 00以下のもの	404,000	
申請戸数が2 00を超え3 00以下のもの	529,000	
申請戸数が3 00を超える もの	622,000	
一戸建ての住 宅以外の住宅 の共用部分	床面積が300 ㎡以下のもの	116,000
	床面積が300 ㎡を超え2,0 00㎡以下のもの	191,000
	床面積が2,0 00㎡を超え5 ,000㎡以下の もの	298,000

				床面積が 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	382,000
				床面積が 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	456,000
				床面積が 25,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	532,000
			住宅以外の建築物	床面積が 300 m <sup>2</sup> 以下のもの	256,000
				床面積が 300 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	407,000
				床面積が 2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	580,000
				床面積が 5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	711,000
				床面積が 10,000 m <sup>2</sup> を超え 25,000 m <sup>2</sup> 以下のもの	838,000
				床面積が 25,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	956,000
(40)の7 法第	低炭素建築物	知事が定めた		一戸建て住宅	

<u>第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</u>	<u>新築等計画変更認定申請手数料</u>	<u>機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合</u>	<u>一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分</u>	申請戸数が1のもの	3,000
				申請戸数が1を超え5以下のもの	6,000
				申請戸数が5を超え10以下のもの	10,000
				申請戸数が10を超え25以下のもの	17,000
				申請戸数が25を超え50以下のもの	29,000
				申請戸数が50を超え100以下のもの	51,000
				申請戸数が100を超え200以下のもの	81,000
				申請戸数が200を超え300以下のもの	102,000



	申請戸数が300を超えるもの	109,000
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300㎡以下のもの	6,000
	床面積が300㎡を超え2,000㎡以下のもの	17,000
	床面積が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの	51,000
	床面積が5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	81,000
	床面積が10,000㎡を超え25,000㎡以下のもの	102,000
	床面積が25,000㎡を超えるもの	128,000
住宅以外の建築物	床面積が300㎡以下のもの	6,000
	床面積が300㎡を超え2,000㎡以下のもの	17,000
	床面積が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの	51,000

		<u>,000 m<sup>2</sup>以下のもの</u>	
		<u>床面積が 5,000 m<sup>2</sup>を超え 10,000 m<sup>2</sup>以下のもの</u>	<u>81,000</u>
		<u>床面積が 10,000 m<sup>2</sup>を超え 25,000 m<sup>2</sup>以下のもの</u>	<u>102,000</u>
		<u>床面積が 25,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</u>	<u>128,000</u>
その他の場合	一戸建て住宅		<u>19,000</u>
	<u>一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分</u>	<u>申請戸数が 1 のもの</u>	<u>19,000</u>
		<u>申請戸数が 1 を超え 5 以下のもの</u>	<u>38,000</u>
		<u>申請戸数が 5 を超え 10 以下のもの</u>	<u>54,000</u>
		<u>申請戸数が 10 を超え 25 以下のもの</u>	<u>76,000</u>
		<u>申請戸数が 25 を超え 50 以下のもの</u>	<u>109,000</u>

	申請戸数が50を超え100以下のもの	158,000
	申請戸数が100を超え200以下のもの	216,000
	申請戸数が200を超え300以下のもの	282,000
	申請戸数が300を超えるもの	329,000
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300㎡以下のもの	59,000
	床面積が300㎡を超え2,000㎡以下のもの	98,000
	床面積が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの	157,000
	床面積が5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	205,000

(41)の部～(59)の部 (略)					
備考					
1～5 (略)					

				床面積が10,000㎡を超え25,000㎡以下のもの	245,000	
				床面積が25,000㎡を超えるもの	287,000	
			住宅以外の建築物	床面積が300㎡以下のもの	129,000	
				床面積が300㎡を超え2,000㎡以下のもの	207,000	
				床面積が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの	298,000	
				床面積が5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	369,000	
				床面積が10,000㎡を超え25,000㎡以下のもの	436,000	
				床面積が25,000㎡を超えるもの	500,000	
(41)の部～(59)の部 (略)						
備考						
1～5 (略)						
6 (40)の6の部及び(40)の7の部において、「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をい						

(略)	う。 7 (40)の6の部及び(40)の7の部において、「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。 8 (40)の6の部及び(40)の7の部において、一戸建ての住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、一戸建ての住宅に係る手数料及び住宅以外の建築物に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。 9 (40)の6の部及び(40)の7の部において、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住戸部分及び共用部分が含まれている場合の手数料の額は、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分に係るそれぞれの戸数に応じた手数料及び一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。 10 (40)の6の部及び(40)の7の部において、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の額は、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分に係るそれぞれの戸数に応じた手数料、一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に係るそれぞれの床面積に応じた手数料及び住宅以外の建築物に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。 11 (40)の6の部及び(40)の7の部に規定する審査において、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）により低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、同各部に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料を納付しなければならない。 12 (40)の6の部及び(40)の7の部に規定する審査において、低炭素建築物新築等計画に建築基準法第6条第5項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定に準じた審査を要する建築物が含まれている場合は、構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料を加算する。
-----	--

2 (略)

(略)	う。 7 (40)の6の部及び(40)の7の部において、「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。 8 (40)の6の部及び(40)の7の部において、一戸建ての住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、一戸建ての住宅に係る手数料及び住宅以外の建築物に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。 9 (40)の6の部及び(40)の7の部において、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住戸部分及び共用部分が含まれている場合の手数料の額は、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分に係るそれぞれの戸数に応じた手数料及び一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。 10 (40)の6の部及び(40)の7の部において、一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の額は、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分に係るそれぞれの戸数に応じた手数料、一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分に係るそれぞれの床面積に応じた手数料及び住宅以外の建築物に係るそれぞれの床面積に応じた手数料を合計した額とする。 11 (40)の6の部及び(40)の7の部に規定する審査において、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）により低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、同各部に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料を納付しなければならない。 12 (40)の6の部及び(40)の7の部に規定する審査において、低炭素建築物新築等計画に建築基準法第6条第5項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定に準じた審査を要する建築物が含まれている場合は、構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料を加算する。
-----	--

2 (略)

### 附 則

- 1 この条例は、平成25年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項の表(40)の6の部、(40)の7の部及び備考の規定は、施行日以後に申請のあった事項に係る手数料について適用する。